

環境改善実施要領（工事編）

第1条 目的

2024年度から建設現場においても、時間外労働の上限規制が適用されることを踏まえ、全ての工事で現場環境の改善を実施し、より一層、魅力ある仕事、現場の創造に努めることを目的とする。

第2条 対象工事

鹿児島県農政部が発注する、全ての工事を対象とする。

ただし、災害復旧の応急工事など緊急性を要する工事は除くものとする。

第3条 取組内容

以下の取組事例を参考に、土日・深夜勤務等を抑制するために、工事現場環境の改善を行う。

- (1) 依頼日・時間及び期限に関すること
 - ・休日・ノ一残業デーの業務時間外に作業しなければならない期限を設定しない
- (2) 会議・打ち合わせに関すること
 - ・業務時間外に掛かるおそれのある打合せ開始時間の設定をしない
(具体的な時間を設定)
 - ・打合せは、WE B会議等の活用に努めること。
- (3) 業務時間外の連絡に関すること
 - ・業務時間外の連絡を行わない(ASP・メール等含む。)
 - ・受発注者間でノ一残業デーを情報共有すること
- (4) その他について、受発注者間において確認の上、決定してもよい

第4条 進め方

受注者によって、勤務時間、定時退社日などが異なることから、柔軟性をもった取組とすること。工事の進捗に差し支えないよう、スケジュール管理を適切に実施しつつ、取組を行うこと。

○特別仕様書への記載

全ての工事において、特別仕様書に明記すること。

【特別仕様書記載例】

第〇条 工事の実施にあたっては、「環境改善実施要領（工事編）」に基づき、受発注者相互に協力し、取り組むものとする。

第5条 適用

本要領は、令和6年4月1日以降執行伺い決裁分から適用する。